

平成24年度の中山間地域等直接支払制度の取組状況について

1 県の基本的な取組

平成12年度に始まった中山間地域等直接支払交付金制度は、平成22年度から高齢農家も安心して取り組める制度に見直しされ、「第3期対策」として始まりました。

また、第3期対策の2年目である23年度から、知事特認基準を設け、隠岐地域の平坦農用地についても生産コスト差に応じて交付金の対象としています。

24年度には、次の取組を行いました。

- ①協定の締結の促進：集落説明会の実施
- ②制度の適正な実施：市町村職員への研修の実施等
- ③中間年評価の実施：各協定及び市町村における自己評価、アンケートの実施
- ④パートナーシップ確立支援モデル事業の実施：対象地区の選定

2 平成24年度実施状況

(1) 市町村数

県内全19市町村で実施されました。

(2) 協定数

①協定の数の増減

集落協定が1増、個別協定が1減となり、全体としては前年度と同数です。

(単位：協定数)

	平成24年度 A	平成23年度 B	増減 A - B	対前年比 A / B (%)
集落協定	1,285	1,284	1	100.1%
個別協定	52	53	▲ 1	98.1%
合計	1,337	1,337	0	100.0%

②協定数の異動内訳

(単位：協定数)

集落協定		協定数	摘要
増加	新規	1	隠岐の島町1
	復活	1	出雲市1
	その他	0	
減少	廃止	1	雲南市1
	統合	0	
合計		1	

個別協定		協定数	摘要
減少	統合	1	隠岐の島町1 既存集落協定に統合
合計		1	

(3) 交付対象面積等

①交付対象面積

制度に取り組む面積は、40ヘクタール増えています。

また、交付面積の258ヘクタールは、隠岐の特認基準に係るものです。

(単位：ha)

	平成24年度 A	平成23年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
集落協定	12,561	12,522	39	100.3%
うち隠岐平坦地	258	256	2	100.8%
個別協定	668	667	1	100.1%
合計	13,229	13,189	40	100.3%

②地目・基準別内訳

協定農用地の多くが(94%)田での協定となっています。

(単位：ha)

	田	畑	草地	採草放牧地	計
急傾斜	6,877	73	1	412	7,363
緩傾斜	5,377	202	2	2	5,583
高齢化	0	25	0	0	25
隠岐平坦地	241	4	13	0	258
計	12,495	304	16	414	13,229

③協定締結率

(単位：ha、%)

	平成24年度	平成23年度
交付面積	13,229	13,189
対象農用地	15,090	15,067
協定締結率	87.7%	87.5%

(4) 交付金額

交付金額は、5.8百万円増加しています。

増加分のほとんどが集落協定で、5.7百万円増加しています。

(単位：百万円)

	平成24年度 A	平成23年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
集落協定	1840.2	1834.5	5.7	100.3%
うち隠岐平坦地	21.1	21.0	0.1	100.5%
個別協定	38.9	38.8	0.1	100.3%
合計	1879.1	1873.3	5.8	100.3%

(5) 協定の取組内容

単価区分の見直しを行い、体制整備単価に移行した協定が3協定ありました。また、新規の2協定は、体制整備単価に取り組んでいます。

①単価の区分

[協定数]

(単位：協定数)

項目	平成24年度 A	平成23年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
基礎単価	312	315	▲ 3	99.0%
体制整備単価	1,025	1,022	3	100.3%
合計	1,337	1,337	0	100.0%

[協定数増減の内訳]

(単位：協定数)

項目	増加		減少		合計	摘要
	新規	移行	廃止	移行		
基礎単価	0	0	0	▲ 3	▲ 3	移行協定 松江1 大田2
体制整備単価	2	3	▲ 2	0	3	
合計	2	3	▲ 2	▲ 3	0	

[面積]

(単位：ha)

項目	平成24年度 A	平成23年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
基礎単価	1,868	1,872	▲ 4	99.8%
体制整備単価	11,361	11,317	44	100.4%
合計	13,229	13,189	40	100.3%

②体制整備単価の取組内容（集落協定）

取組内容（選択項目）		協定数	割合
A要件 257	①協定農用地の拡大	86	8%
	②機械・農作業の共同化	218	21%
	③高付加価値型農業の実践	42	4%
	④地場産農作物等の加工・販売	36	4%
	⑤農業生産条件の強化	66	6%
	⑥新規就農者の確保	16	2%
	⑦認定農業者の育成	13	1%
	⑧多様な担い手の確保	5	0%
	⑨担い手への農地集積	28	3%
	⑩担い手への農作業の委託	76	7%
B要件 83	1 集落を基礎とした営農組織の育成	36	4%
	2 担い手集積化	49	5%
C要件 807	集団的かつ持続的な体制整備	807	79%

※ A要件、B要件、C要件に重複して取り組んでいる協定もある

③加算の状況

（単位：協定数）

項目	平成24年度 A	平成23年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
規模拡大	24	22	2	109.1%
土地利用調整	8	8	0	100.0%
小規模・高齢化集落支援加算	52	51	1	102.0%
農業生産法人設立	1	1	0	100.0%
特定農業法人設立	8	8	0	100.0%
合計	93	90	3	103.3%

※ 複数の加算措置に取り組んでいる協定もある

(6) 協定の平均的な姿

		平成24年度 A	平成23年度 B	増減 A-B
集落	参加者数	17 人	17 人	0
	交付農用地面積	9.8 ha	9.8 ha	0.0
	交付金額	143 万円	143 万円	0
個別	交付農用地面積	12.8 ha	12.6 ha	0.2
	交付金額	75 万円	73 万円	2

【用語について】

①基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価（体制整備単価の8割）。

②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価（通常単価）。

③加算措置

より積極的な取組を行う場合において、別途加算される措置。

④規模拡大加算

担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年以上耕作する場合の加算。

⑤土地利用調整加算

担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定する場合の加算。

集落協定のみが対象となる。

⑥小規模・高齢化集落支援加算

近隣集落が、小規模・高齢化集落の対象農用地を含めて協定を締結した場合の加算。

⑦法人設立加算

新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立する場合の加算。

